

ポータルサイトをご覧ください  
フィルタリングの詳しい内容  
無償お試し期間つきソフトの情報  
パンフレット・ビデオもあります

フィルタリング、知っていますか？  
<http://www.iajapan.org/filtering/>

CLICK!

制作：財団法人 インターネット協会  
監修：経済産業省  
発行：2009年2月

協力：フィルタリング連絡協議会  
デジタルアーツ株式会社  
ネットスター株式会社  
アルプス システム インテグレーション株式会社  
株式会社アイキューエス  
トレンドマイクロ株式会社  
ヤフー株式会社  
AOSテクノロジーズ株式会社  
株式会社シマンテック  
財団法人 インターネット協会

この冊子は、フィルタリングの普及啓発アクションプランの一環として、作成したものです。

# フィルタリングを 知っていますか？



有害サイトから子どもを守ります。





## インターネットには 子どもへの有害情報がいっぱい!

■子どもにとって有害と考えられるような情報は、例えば以下のようなサイトに掲載されています。

- アダルトサイト(ポルノ画像や風俗情報)
- 出会い系サイト
- 暴力などの残虐な画像を集めたサイト
- 他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト
- 犯罪を助長するようなサイト
- 毒物や麻薬情報を載せたサイト
- 個人情報を書き込ませるサイト
- オンライン詐欺サイト
- 自殺や家出に誘うような情報を載せたサイト

■このようなサイトは、判断力が十分ではない子どもには、適切な利用が難しいため、一般的には有害であると考えられています。

■アダルトサイトや出会い系サイトでは、「18歳未満の閲覧お断り」と書いてありますが、実際には誰でも容易に閲覧することができてしまいます。

だから

■有害なサイトから子どもを守るために「フィルタリング」をしましょう。

「フィルタリング」をすると、「見たくないサイト」の閲覧を拒否できます。

「フィルタリング」をしても、情報発信者の表現の自由を奪うことはありません。情報受信者が、自分には必要ない種類のサイトだけを閲覧拒否するしくみ、それが「フィルタリング」です。

「フィルタリング」をうまく使うことで、インターネット利用や学習の可能性は残したまま、子どもにとって有害と思われるサイトの閲覧だけを制限することができますようになります。



フィルタリング  
しましょう!

では

でもね



どうやって  
フィルタリングするの?

市販ソフトウェアやサービス一覧のページ  
<http://www.iajapan.org/rating/nihongo.html>

### ■パソコンでフィルタリングをする方法

#### 1つめの方法

- フィルタリングソフトを入手して、「パソコン」にインストールしましょう。  
【入手方法その1】家電量販店などで「購入」  
【入手方法その2】ソフトメーカーの「サイト」から「ダウンロード」

#### 2つめの方法

- プロバイダにフィルタリングサービスの「申し込み」をしましょう。  
【申し込んだ後に…その1】プロバイダ提供の「ソフト」をインストール  
【申し込んだ後に…その2】プロバイダ指定の「プロキシ設定」

#### 3つめの方法

- ポータルサイトで「利用登録」をしましょう。  
【申し込んだ後に】プロバイダ提供の「ソフト」を「パソコン」にインストール

### ■携帯電話等でフィルタリングをする方法

- 携帯電話会社等にフィルタリングサービス\*の「申し込み」をしましょう。

\*「有害サイトアクセス制限サービス」

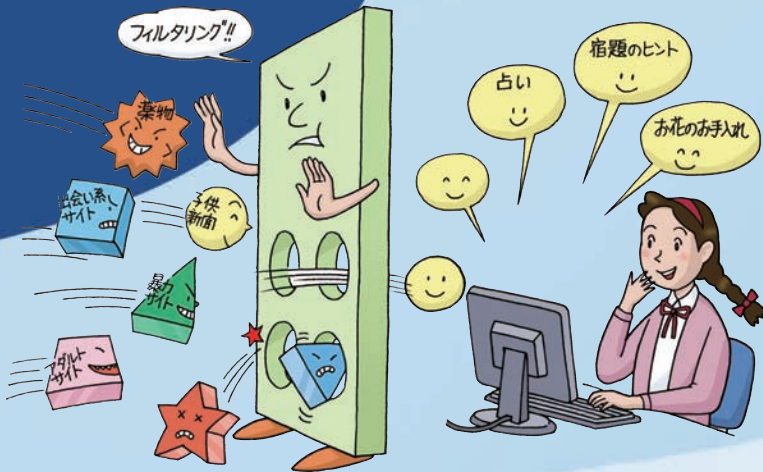
### ■その他のフィルタリング利用方法

- フィルタリングソフトの無償お試し版が添付されているパソコンもあります。
- フィルタリング機能が使えるようになるゲーム機もあります。
- 家庭内すべてのネットワーク機器をフィルタリングできるルータもあります。
- パソコンに挿すとフィルタリング機能を使えるUSB機器もあります。

フィルタリングはすべての手段ではありません。

もっとも大切なことは…  
子どもたちがインターネット上に氾濫する情報の中から役に立つ情報を選び出したり、他人と上手にコミュニケーションをとったりするスキルを身に付けることなのです。  
フィルタリングに頼りすぎずに…子どもとよく話し合って、インターネットを上手に利用させましょう。

ほくが、フィルた君。  
インターネットの海の  
ライフセーバーだよ!



### 有害サイトとは

■本資料中では「有害と考えられる情報を掲載しているサイト」などの表現を用いていますが、違法なものや公序良俗に反するものを除き、どのような情報が「有害」に当たるかについては、見る人・利用する人によって判断が大きく異なります。

保護者のみなさんに代わって、私たち専門家が実際に目で見て、各サイトの内容を分類しています。



■そのため「フィルタリング」を提供している各社では、それぞれのサイトが有害かそうでないかの判断を行っているわけではありません。各製品・サービスごとに一定の基準に従って、サイトの記載内容を分類し、その分類結果ごとに「見せる・見せない」といった閲覧制限ルールを、保護者自身が選択できるようにしています。

### パソコンと携帯電話等のフィルタリングの違いは?

#### ■パソコン

希望する目的に合わせて、パソコンの設定により保護者自身が機能を選べます。

- 【例】
- ◇種類別にブロックするかしないかを選択  
ポルノ、キャンブル、暴力、出会い、掲示板、ショッピング、ゲームなど
  - ◇ブロックしたい言葉やURLを追加登録
  - ◇利用時間制限/アクセス履歴チェック
  - ◇掲示板書き込みの制限/個人情報入力制限
  - ◇子どもの成長(年齢など)にあわせて設定を厳しくしたり緩めたり

#### ■携帯電話等

フィルタリング(「有害サイトアクセス制限サービス」といいます。)を無料で提供しています。18歳未満の契約者に対して、親権者から不要との申告がない場合フィルタリングが設定されます。  
なお、アクセス制限対象のサイトであっても、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)により認定されたサイトは閲覧可能となっており、さらに、携帯電話会社等によってはアクセス制限範囲を変更可能とするサービスもあります。



### 「青少年インターネット環境整備法」2009年4月施行

(正式名:青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

■この法律では、関係する事業者や国・地方公共団体のみならず、保護者にも有害なサイトから青少年を守る法律上の責務がある、と明記されています。

■子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、

- (1) 子どもにインターネットを適切に活用する能力を習得させる
- (2) フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- (3) 民間の関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援することを基本としてインターネット関係事業者には義務などを課すとともに、保護者や、インターネットの利用者みんなで、子どもたちを有害情報から守る取組を求めています。

内閣府ホームページ  
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/>



### フィルタリングされないサイトを見つけた方へ

■フィルタリングソフトは、有害サイトを100%ブロックすることを保証するものではありません。

■フィルタリングされないサイトを見つけた方は、ご利用中のフィルタリング製品・サービスのサポート窓口や、インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口である「インターネット・ホットラインセンター」まで、ぜひご連絡ください。



インターネット・ホットラインセンター  
<http://www.internethotline.jp/>